

第6次 海老名市 地域福祉活動計画

計画期間 令和7年度～令和11年度



社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

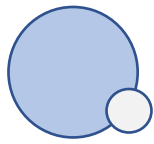
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間と進行管理	3
4	計画の基本的な考え方	4
	（1）基本理念	4
	（2）基本目標	5
5	計画の体系	7

第2章 施策の展開

1	「計画の進行」の考え方	8
2	基本目標 1	9
3	基本目標 2	2 4
4	基本目標 3	2 8

第3章 資料

1	海老名市の現状	3 6
2	海老名市社会福祉協議会の体制	4 0
3	第 6 次地域福祉活動計画推進委員会審議経過	4 1
4	意見提出手続(パブリックコメント)の実施	4 2
5	用語の解説	4 3
6	第 5 次地域福祉活動計画推進委員会委員名簿	4 5
7	社会福祉法人海老名市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	4 6



第1章 計画の策定にあたって

1

計画策定の趣旨

地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民や関係機関・団体がお互いに支え合い協力して、福祉の課題解決に取り組むことです。

つまり、ふだんのくらしをしあわせ にするために、地域が一体となって課題解決に向けて助け合って行動することが必要とされています。

しかしながら現状では、超高齢社会や本格的な人口減少、単身世帯の増加や非正規労働者の増加等、著しい社会状況の変化に伴い、地域のつながりは一層希薄化しています。日常生活に関わるちょっとした相談や困りごとのSOS発信が困難になっている状況から、8050問題やヤングケアラー、生活困窮、生きづらさを抱えている方の社会からの孤立等、課題やニーズは一層複雑化する傾向が見受けられます。

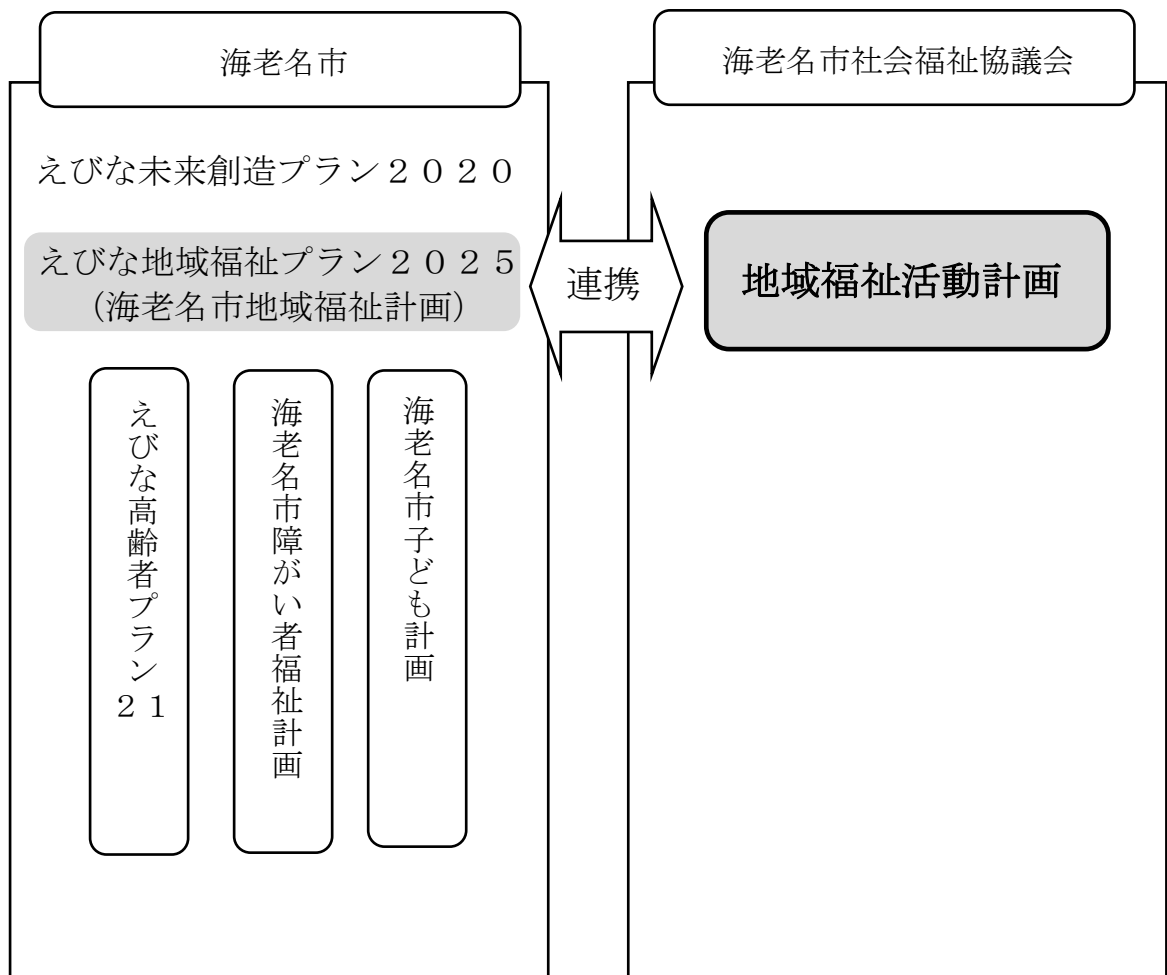
このように複雑化したり、制度のはざまにある課題は、公的サービスだけでは見過ごされてしまったり、また、住民相互の助け合い・支えあい活動だけでも解決が困難な場合があり、解決に向けては双方が一体となって取り組むことが重要です。

海老名市社会福祉協議会では、第5次地域福祉活動計画において、地域のつながりづくり、丸ごと受け止める相談体制づくり、信頼の得られる体制づくりを目標とし活動してまいりました。第5次計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを継承するとともに、引き続き地域の皆さまと共に「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進していくため、令和7年度から令和11年度までの5か年計画として第6次地域福祉活動計画を策定します。



2 計画の位置づけ

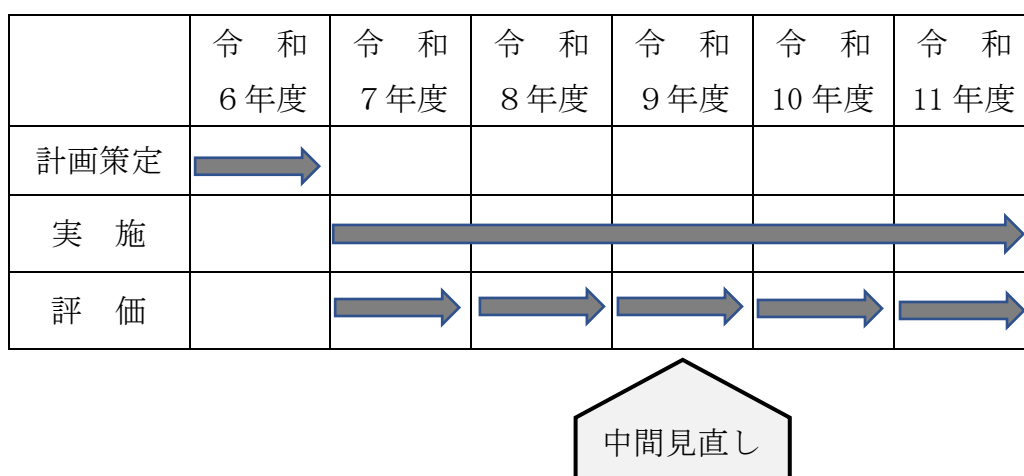
社会福祉法により、地域福祉を推進するために、市では地域福祉計画を策定することが定められており、これは、海老名市の地域福祉推進の大きな方向性を示すものです。一方、地域福祉活動計画は、住民の地域福祉への参加意欲の高揚を図り、住民や福祉施設等関係機関・団体の参加や協力・連携など、多様な主体により地域福祉の推進を図っていくための具体的な行動計画です。この二つの計画は、相互に連携し、いわば車の両輪となって地域福祉を進めていくことになります。



3 計画の期間と進行管理

第6次地域福祉活動計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を期間とします。

社会福祉制度改革や諸施策及び社会情勢の変化などを勘案し、中間的な見直しを行います。また、地域福祉活動計画推進委員会において、計画の実施状況の進行管理（把握・点検）を継続的に行っていきます。



4 計画の基本的な考え方

(1)基本理念

本計画では、これまでの取り組みを踏まえ、引き続き、住民一人ひとりが主役となり、生きがいを持って自分らしく地域で暮らし続けることができるよう、支えあって共に生きる「地域共生社会」の実現を目標とし、以下の理念を設定し推進していきます。

誰もが輝く 笑顔でつながる 共生のまちづくり	
誰もが輝く	住民誰もが、日々の生活に生きがいと張り合いを持っていきいきと輝きながら、自分らしく楽しい毎日を送ることができるようにという願いを表現しています。
笑 顔	日々の生活の中で悩んだり困った時、まわりの人の笑顔に元気づけられたり、勇気をもらうことがあります。人の笑顔は、立ち止まってしまった時に一歩前に進む、そして生きる活力をも生み出す大きな力があるのです。そんな笑顔を地域に増やしたいという願いを表現しています。
つながる	生きづらさや課題を抱えている人も孤立することなく、社会の一員として地域とつながり関わりながら、安心して自分らしい生活を送ることができる地域を目指していくことを表現しています。
共 生	地域活動の「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できる、生きがいを持てる地域を目指していくことを表現しています。
ま ち	一人ひとりの生活の場であり、活躍の舞台である地域を表現しています。

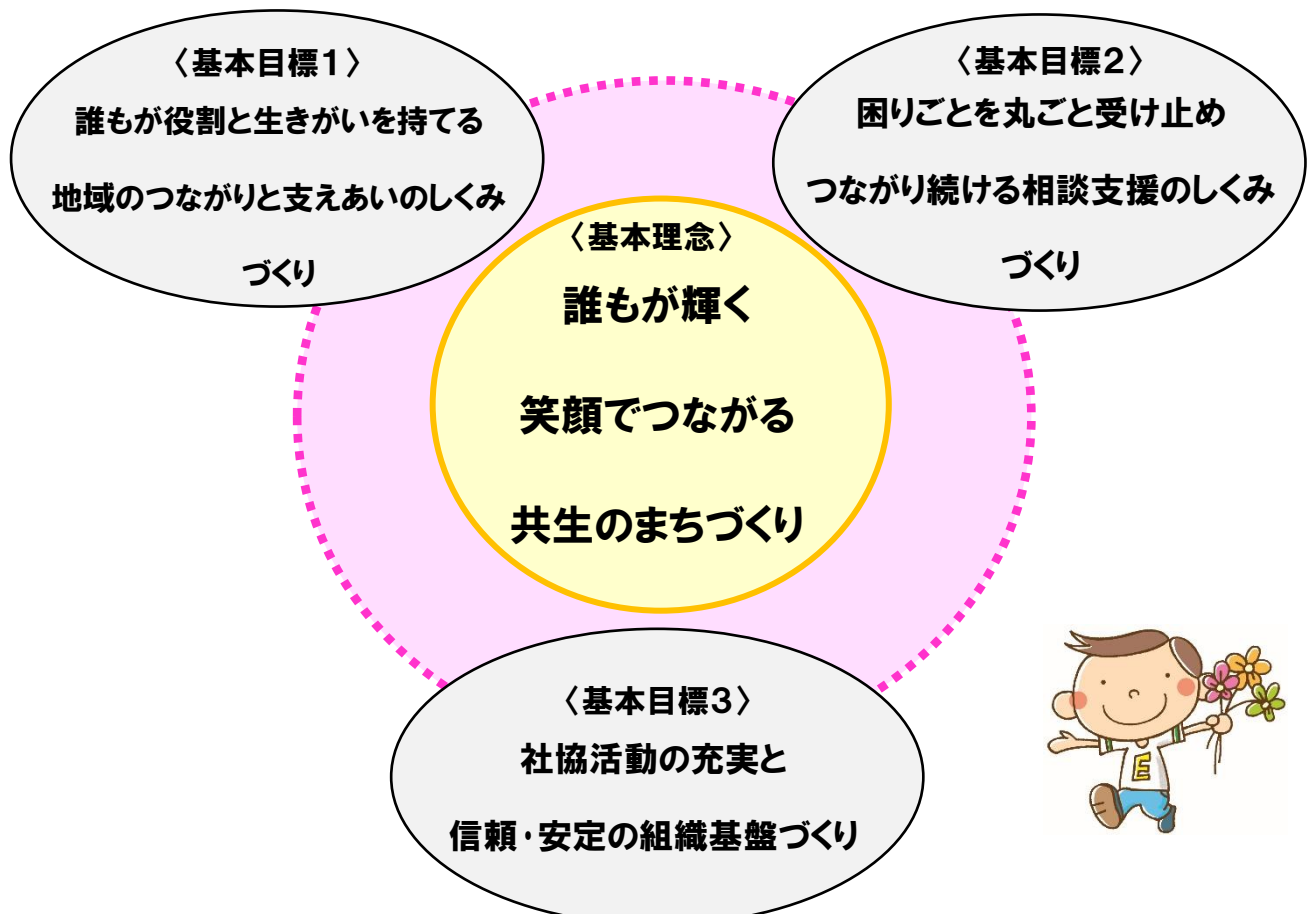
(2)基本目標

県や市の関連計画と方向性を合わせ、また、これまでの計画の取り組みを踏まえ、基本理念「誰もが輝く 笑顔でつながる 共生のまちづくり」を実現するための以下の基本目標を設定します。引き続き「地域のつながり・支えあい」「丸ごと受け止めつながり続ける相談支援」「社協活動と組織の充実」を計画の3本の柱とし継続して取り組んでいきます。

基本目標1 誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりと支えあい
のしくみづくり

基本目標2 困りごとを丸ごと受け止めつながり続ける相談支援の
しくみづくり

基本目標3 社協活動の充実と信頼・安定の組織基盤づくり



○基本目標の内容

〈基本目標1〉誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりと支えあいのしくみづくり

住民誰もが役割と生きがいを持ちながら、「支え手」「受け手」という関係を超えてお互いに助け合うことのできる地域を目指します。また、様々な理由により生きづらさを抱えている方の孤立を防ぎ、社会とのつながりや参加を支援します。

〈基本目標2〉困りごとを丸ごと受け止めつながり続ける相談支援のしくみづくり

複合化する課題や制度のはざまにある課題についての相談をまずは丸ごと受け止める、または関係機関につなぐとともに、自立に向けた伴走型支援を目指します。ライフステージで分断されることのない継続的支援を目指し、関係機関との連携・協働のネットワーク強化を推進します。

〈基本目標3〉社協活動の充実と信頼・安定の組織基盤づくり

社協の役割や機能を十分に発揮するための基盤強化と、体制づくりを進めるとともに、より多くの市民の皆様、企業や関係機関等からの理解と信頼が得られるよう活動の見える化を図ります。

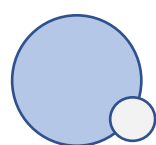
また、公益的な立場として、市内社会福祉法人間の連携・協働を強め、一体となって地域福祉活動の推進を図ります。



基本理念

誰もが輝く 笑顔でつながる 共生のまちづくり

基本目標	基本施策	支援事業
基本目標1 誰もが役割と生きがいを持てる 地域のつながりと 支えあいのしくみづくり	(1) 支え・支えられる(お互いさま)のしくみづくり	①地域福祉活動支援事業※ ②生活支援体制整備事業
	(2) 地域の交流の場づくりや活動促進の支援	①生活支援体制整備事業 ②介護予防普及推進事業 ③移送サービス事業 ④高齢者等外出支援車両運行事業
	(3) ボランティア活動の支援	①地域ボランティア育成事業 ②ボランティアグループ活動助成事業
	(4) 福祉共育の推進	①福祉体験学習事業 ②福祉講習会等事業 ③地域福祉活動支援事業※ ④生活支援体制整備事業 ⑤福祉人材育成事業 ⑥顕彰事業
	(5) 孤立の防止と社会参加への支援	①日常生活自立支援事業 ②法人後見事業 ③えびな成年後見・総合相談センター事業 ④障害福祉サービス事業
	(6) 災害時に備えた取り組みの推進	①災害救援活動事業
基本目標2 困りごとを丸ごと受け止めつながり続ける相談支援のしくみづくり	自立に向けてつながり続ける継続的支援体制の強化及び関係機関との連携・協働	①日常生活自立支援事業 ②法人後見事業 ③えびな成年後見・総合相談センター事業 ④生活福祉資金貸付事務 ⑤小口生活資金貸付事業 ⑥基幹型地域包括支援センター事業 ⑦障がい者及び高齢者の民間賃貸住宅居住支援事業
基本目標3 社協活動の充実と信頼・安定の組織基盤づくり	(1) 社会福祉法人・企業等との連携強化	①法人運営事務（社会福祉法人等連携） ②会員増強事業（賛助会員） ③共同募金運動事務・年末たすけあい援護事業 ④福祉人材育成事業
	(2) 災害時に備えた取り組みの推進と組織体制整備	①災害救援活動事業
	(3) 組織の基盤強化と体制の充実	①法人運営事務（組織強化） ②広報啓発事業 ③顕彰事業 ④会員増強事業 ⑤ふれあい基金運営事業 ⑥共同募金運動事務・年末たすけあい援護事業



第2章 施策の展開

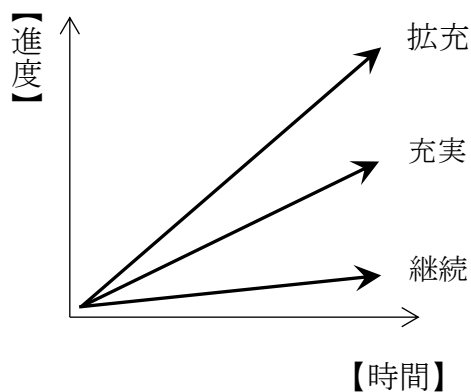
「計画の進行」の考え方

個別事業における「計画の進行」については、以下の表現と意味合いで表記しています。

□計画の進行について用いた表現と意味合い

- 検討・・・事業内容の見直し等、方向性を検討していく。
- 継続・・・事業内容に改善を加えながら、これまでの取り組みを継続していく（事業の縮小や廃止の可能性があるものも含む）。
- 充実・・・事業内容を充実させていく。
- 拡充・・・事業の規模を広げていく等、重点的に取り組んでいく。

□継続、充実、拡充の進捗イメージ



□本計画内の進行パターン

5年間の進捗イメージにより、以下の4パターンに分類している。

パターン	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	備考
A	→ 充実	→ 拡充	→	→	→	重点的に取り組んでいく事業
B	→ 検討	→ 充実	→	→	→	内容の見直し等を経て展開する事業
C	→ 充実	→	→	→	→	内容を充実させていく事業
D	→ 継続	→	→	→	→	改善を加えながら継続していく事業

基本目標 1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりと支えあいのしくみづくり
基本施策 (1)	支え・支えられる(お互いさま)のしくみづくり



現状や課題

隣近所等とのつながりが薄く、地域の困りごとを自分事として考える意識の向上が必要です。また、地域では支え合いのための様々な取り組みも行われていますが、その活動内容等の情報共有が不十分な状況です。

現状や課題に対する意見

- ・近所であいさつや立ち話をする程度の人はいますが、親しい人がないので、生活の中でちょっと困ったことを誰に相談すればよいのかわかりません。
- ・小さなことであれば、自分にも何か地域のお手伝いができると思います。支え合いの意識啓発が必要だと思います。



実現したい姿

「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、お互いに支え合い助け合うことのできる地域が実現しています。誰もが孤立することなく、地域の中でつながりや役割を持っていきいきと生活を送り、周りの住民への関心と意識が高まっています。



支援事業

個別事業	① 【補助事業】地域福祉活動支援事業 ※重点事業				地域支援グループ
事業概要	お互いに支え合い助け合う地域づくりのため、地区社会福祉協議会(地区社協)等の継続的な団体活動を支援します。また、地区社協未設置のエリアについては、設立に向けた地域への働きかけを行います。				
取り組みの方向性	○市内全域に地区社協が設立されることを目指して働きかけを進めます。設立にあたって、中心となる担い手を発掘し、地域福祉の向上に向けた活動に繋がるよう基盤づくりを支援します。 ○地域の「ありたい地域像」実現に向け、地域の実情と課題を把握しながら、地区社協活動の方向性についての相談・助言支援を行います。 ○住民同士の助け合い活動(お困りごと支援)や、集いの場となる居場所(サロン)活動の活発化に向けた地域への働きかけを行います。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実	→	拡充	→	→

個別事業	② 【受託事業】生活支援体制整備事業				地域支援グループ
事業概要	SC（生活支援コーディネーター：全市域1名・地域包括支援センター担当圏域6名）は、地域住民の社会参加や生活支援ニーズに着目し、住民主体の支え合いの仕組みづくりに向けた相談・助言支援を行います。不足する活動については、市域でのネットワークを活用し、多様な主体による解決策の検討を図ります。				
取り組みの方向性	○1層SC(全市域)は、2層（東部・北部・西部・中部・中央・南部の地域包括支援センター圏域）SCとの連携を図りながら、市全体での地域福祉向上に向けて住民主体の支え合い活動が市内で偏りなく実施されるよう、調整・取りまとめ役を担います。また、地域住民で解決が難しい活動については、新しいサービスの創出に向け行政を含めた関係機関へ働きかけを行います（ゴミ・交通移動・買い物等の課題）。 ○2層SCは、地区住民の困りごとや生きがいづくり等の相談支援を行い、地域の助け合い活動や福祉団体、関係機関等へつなぐパイプ役を担うとともに、解決に向けた地域のしくみづくりを支援します。 ○SCは、地域住民の困りごとや地区社協等の団体活動等について、身近な相談役としての役割を担うため、活動の見える化に努めるとともに、SNS等での情報発信により住民への普及啓発に取り組みます。 ○地域内で行われている助け合い活動等について、市内で広く情報が共有されるよう、情報発信・広報啓発活動を支援します。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

基本目標	1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりと支えあいのしくみづくり
基本施策	(2)	地域の交流の場づくりや活動促進の支援



現状や課題

市内各地において、住民主体の居場所・交流の場（サロン等）が徐々に増えてきていますが、地域のつながりづくりや住民活動の活発化に向け、更に設置数を増やす必要があります。また、健康増進や介護予防のため適度な運動や外出が必要ですが、移動手段が限られている現状があります。

現状や課題に対する意見

- ・気軽に立ち寄って、おしゃべりできる場所が身近にあるとよいと思います。
- ・買い物や友人と会うために外出をしたいのですが足が悪く車もないので行くことができません。
- ・介護状態にならないために継続的に体を動かしたいと思います。



実現したい姿

歩いて行くことができる身近なエリア（自治会エリア）にサロン等の居場所・交流の場があり、おしゃべりやちょっとした困りごと相談ができるような住民同士のつながりが生まれています。また、地域内の交通資源が充足しており、気軽に外出して買い物や通院、趣味等の生きがい活動が可能な環境が整備され、介護予防に繋がっています。



支援事業

個別事業	① 【受託事業】生活支援体制整備事業				地域支援グループ
事業概要	SC（生活支援コーディネーター：全市域1名・地域包括支援センター担当圏域6名）は、地域住民の社会参加や生活支援ニーズに着目し、住民主体の支え合いの仕組みづくりに向けた相談・助言支援を行います。不足する活動については、市域でのネットワークを活用し、多様な主体による解決策の検討を図ります。				
取り組みの方向性	地域における支え合いの多様な取り組み（サロン・住民同士のお困りごと支援・見守り・近所づきあいなどなじみの人間関係）の活発化に向け、活動の拠点となる居場所・交流の場づくりについて継続的に地域に働きかけを行います。また、身近なエリア（各自治会エリアごと）のサロン充足に向け地区社協等へ働きかけを行います。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				



個別事業	②	【受託事業】介護予防普及推進事業				地域支援グループ
事業概要	体力の維持・向上及び地域交流の促進を図りながら、介護予防の普及啓発を目的に、より身近な地域で健康教室を実施します。また、地域住民主体の介護予防の取り組み促進のため、継続しやすい仕組みづくりを進めます。					
取り組みの方向性	現在の会場を継続しながら、新規会場の検討、住民主体での実施・継続を目指します。また、動画での開催や地域との共同開催等、幅広い形の介護予防普及啓発を目指し、地域の実情に応じた実施方法を検討します。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	充実					

個別事業	③	移送サービス事業				地域支援グループ
事業概要	高齢者・障がい者の外出・移動支援を目的に、交通機関を単独で利用することが困難で車両の乗降に見守りが必要な方に、登録制・事前予約で「セダン型」（自家用車）による、有償送迎を実施します。					
取り組みの方向性	地域包括支援センター等の関係機関と調整し、利用者（個別支援）の移動課題の解決に向けて取り組みます。併せて利用対象者や料金・行き先等サービス内容について、世の中の実情を踏まえて随時見直し、適切なサービスを提供します。また、運転ドライバー増員に向けた広報活動を推進します。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	継続	充実				

個別事業	④	【受託事業】高齢者等外出支援車両運行事業				地域支援グループ
事業概要	高齢者・障がい者の外出機会を増やし、買い物支援や健康増進につなげることを目的に、乗合制・予約なしで指定ルートを巡回する「ぬくもり号」を運行します。また、東柏ヶ谷地区で地域のつながりや介護予防・余暇活動を目的とした地域移動便「さくら号」を運行します。					
取り組みの方向性	行政との連携・調整を密に行いながら、買い物支援、健康増進など、生きがいと社会参加の意識を促進し自立生活の助長を図ることを目的とした、地域住民の外出支援を行います。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	継続					

基本目標	1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりと支えあいのしくみづくり
基本施策	(3)	ボランティア活動の支援



現状や課題

住民同士のつながりが希薄になってきて、近隣地域での助け合いを増やしていく必要があります。誰もが気軽に参加できるボランティア意識向上が必要です。

現状や課題に対する意見

- ・身近で困りごとを相談できる人や場所がわかりません。また日頃関りが無い為に、困っていそうな人に対してどのように声を掛けていいかわかりません。
- ・日頃から地域でのつながりが大切だと思います。



実現したい姿

幅広い世代の住民が地域の福祉に関心を持ち、誰もがボランティア活動に参加できる環境や機会が整っています。



支援事業

個別事業	①	【一部受託事業】地域ボランティア育成事業				地域支援グループ
事業概要	○ボランティアをしたい、依頼したい等の情報収集し、ボランティア活動の促進を図ります。 ○えびなボランティアフェスタを開催し、ボランティア活動の普及啓発を目的に、文化会館と図書館、小田急電鉄(株)、(株)小田急エージェンシーとの共同企画事業（めぐみ町フェスティバル）を実施します。 ○高齢者自身の健康増進・介護予防を目的に、介護ボランティアポイント制度（えびな元気お裾分けクラブ）を実施し、ボランティア活動などの社会貢献活動の調整を行います。					
取り組みの方向性	○広い世代へボランティア活動の促進を図るため、SNSを活用した情報周知をします。 ○ボランティア活動の普及啓発を目的としたえびなボランティアフェスタ（めぐみ町フェスティバル）の充実を図ります。 ○介護ボランティアポイント制度（えびな元気お裾分けクラブ）実施にあたり、活動先（施設・個人宅・サロン）と活動者を増やすための働きかけを行います。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	充実					



個別事業	② ボランティアグループ活動助成事業				地域支援グループ
事業概要	ボランティア連絡協議会及び加盟団体の安定した活動を支援することを目的として、活動費の助成を行います。				
取り組みの方向性	今後もボランティア連絡協議会及びボランティア団体の活動がさらに活性化されるよう、資金面での支援及び活動しやすい環境整備に努めます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	継続				

基本目標	1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりと支えあいのしくみづくり
基本施策	(4)	福祉共育の推進



現状や課題	地域のつながりを保つために、地域で暮らす住民誰もが福祉に関心を持てるようなきっかけづくりが求められています。
-------	---

現状や課題に対する意見	・定年後も就業する人が増加して、ボランティア活動者の高齢化や活動者の減少がみられ、ボランティア人材が不足しています。 ・子どもから高齢者まで、全ての世代のボランティアの発掘・支援が必要です。
-------------	--



実現したい姿	地域で暮らす住民誰もが互いを尊重しあい、「共に育つ・育てる」地域の実現に向けて地域福祉への意識が高まっています。
--------	---



支援事業

個別事業	① 福祉体験学習事業	地域支援グループ			
事業概要	○小学校の児童を対象に福祉意識の向上を目的に「ふくし教室」を実施します。また、企業に対し、高齢者や障がい者への理解を目的に講師を派遣し、出前福祉講座を実施します。 ○ボランティアの次世代育成を目的に、中学生以上を対象とした「夏休みユースボランティア活動体験」を実施します。				
取り組みの方向性	○「ふくし教室」では、講師及び学校の担当教諭と連携しながら、継続的な事業展開に向けて取り組みます。 ○「夏休みユースボランティア活動体験」では、様々なボランティア体験ができるよう受入施設・団体・地域活動場所の充実を図り、心のバリアフリーと世代間交流のきっかけをつくります。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

個別事業	② 福祉講習会等事業		地域支援グループ		
事業概要	社会福祉活動への住民参加を促進します。市民活動センターと連携しながら、様々なボランティアの技能や、市民活動について知るきっかけとなる入門・養成講座の開催を支援します。				
取り組みの方向性	SNSの活用を強化して、若い世代から高齢世代までが様々なボランティア技能や市民活動が学べるような働きかけを行います。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

個別事業	③	【補助事業】地域福祉活動支援事業 ※重点事業				地域支援グループ
事業概要	お互いに支え合い助け合う地域づくりのため、地区社会福祉協議会(地区社協)等の継続的な団体活動を支援します。また、地区社協未設置のエリアについては、設立に向けた地域への働きかけを行います。					
取り組みの方向性	○地域の実情を把握し、地区社協等の地域活動の新たな担い手発掘にむけ、ボランティアセンターとの連携を強化します。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	→				→	
	充実	拡充				

個別事業	④ 【受託事業】生活支援体制整備事業				地域支援グループ
事業概要	SC（生活支援コーディネーター：全市域1名・地域包括支援センター担当圏域6名）は、地域住民の社会参加や生活支援ニーズに着目し、住民主体の支え合いの仕組みづくりに向けた相談・助言支援を行います。不足する活動については、市域でのネットワークを活用し、多様な主体による解決策の検討を図ります。				
取り組みの方向性	○地域の実情を把握し、地区社協等の地域活動の新たな担い手発掘にむけ、ボランティアセンターとの連携を強化します。 ○SNS等で地域活動についての情報発信を強化推進することにより、多世代の新しい担い手の発掘を目指します。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				→

個別事業	⑤ 【補助事業】福祉人材育成事業				総合支援グループ
事業概要	市内における高齢福祉・障がい福祉の担い手として専門職を育成するためガイドヘルパー養成研修、同行援護従業者養成研修を各年で実施します。また市内の介護事業所等において介護業務に従事する職員の充実を図るため、就労支援金を交付します。				
取り組みの方向性	外部に講師を依頼することで社会福祉法人や企業等と協同して福祉人材を育成します。研修日程等、受講しやすい方向で進めるとともに、法人間の連携強化を図ります。就労支援金に関しては、市内介護施設に長期的に従事してもらうため就労状況を確認し、迅速な交付に努めます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	継続				→

個別事業	⑥ 顕彰事業	総務企画グループ			
事業概要	誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、海老名市の社会福祉向上に努められ、大きな功績を残された方々を顕彰し、海老名市の社会福祉発展の一助とします。併せて、「ふくしのまちづくりポスターコンテスト」及び「福祉作文コンクール」の優秀者を表彰します。				
取り組みの方向性	海老名市の社会福祉向上に努められ、功績を残された方々だけでなく、小学生及び中学生を対象とした「ふくしのまちづくりポスターコンテスト」や「福祉作文コンクール」の優秀者を表彰することにより、幅広い世代に福祉について意識してもらい、福祉活動に参加してもらえるような環境づくりに努めます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

基本目標	1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりと支えあいのしくみづくり
基本施策	(5)	孤立の防止と社会参加への支援



現状や課題	核家族化の進行により、職場・地域社会や家庭が大きく変容し、高齢者等の孤立死やひきこもり、虐待などの現状をみると、福祉課題・生活課題の深刻化が顕著である。多くの場合社会とのつながりが薄くなっている状況（社会的孤立）が要因となっている場合が多い。
-------	---

現状や課題に対する意見	・一人暮らしになり、話をする人が居なくなった。 ・この先の事を考えるとどうなるのか不安だ。 ・あるだけお金を使ってしまう、どうしよう。 ・もっと地域社会の役に立っていると実感できる仕事がしたい。
-------------	--



実現したい姿	一人ひとりに寄り添い支援することで、個別支援を図るとともに地域社会、住民に働きかけ、協働しながらの個別支援の仕組みづくりも進めています。
--------	--



支援事業

個別事業	①	【補助事業】日常生活自立支援事業				総合支援グループ
事業概要	福祉サービスの利用手続きや支払いが困難な方に対し、福祉サービスの利用支援・日常的金銭管理サービス・書類等預りサービスを提供します。					
取り組みの方向性	ご自身だけでは計画的にお金を使うことが困難である方などに必要なサービスを提供し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援します。また、制度について関係機関へ周知を行い、連携を図りながら事業を推進します。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	継続					

個別事業	②	【補助事業】法人後見事業				総合支援グループ
事業概要	判断能力の一部または全部を失われている方々の身上監護のため、他に適切な法定後見人がいない方について、「補助人」「保佐人」「後見人」を引き受けます。法人が後見等を受け事務を行うことにより、長期的に関わり、継続した支援が可能となります。					
取り組みの方向性	財産の管理や、必要な福祉サービスの契約など本人の代わりに行うことで、お住まいの地域で生活が続けられる様に支援します。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	継続					

個別事業	③	【受託事業】えびな成年後見・総合相談センター事業				総合支援グループ
事業概要	成年後見制度、権利擁護などの相談や、制度や属性に捉われない生活上の悩み、相談先がわからない相談の入口として総合相談の機能を推進します。					
取り組みの方向性	成年後見センターとして、地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等の関係機関と連携し、必要な方が制度を利用し、お住いの地域で安心して自分らしく生活できるよう、成年後見制度活用を推進します。 総合相談として、制度や属性に関わらず、生活上の諸問題の相談や、相談先がわからない相談の入口として、さまざまな機関とネットワークを形成し解決への方策を検討します。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	充実					

個別事業	④ 障害福祉サービス事業				地域支援グループ
事業概要	障がい者（身体、知的、精神）の居宅における日常生活を支援するため、ホームヘルプ及びガイドヘルプサービスを行います。				
取り組みの方向性	障がい者（身体、知的、精神）に対し、居宅介護計画に基づき、居宅介護員が家事援助、身体介護及び移動支援等のサービスを行います。また、障がい者の居宅介護ニーズに対応するため、関係機関と連携強化を図りながら、社協の役割（狭間の支援）を果たしていきます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	継続				

基本目標	1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりと支えあいのしくみづくり
基本施策	(6)	災害時に備えた取り組みの推進



現状や課題	災害発生時の災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、海老名市及び災害ボランティアネットワーク・ボランティア連絡協議会で定期的に災害四者会議や災害救援ボランティアセンター運営訓練等を行いながら連携・情報共有を図っています。今後は自治会や民生委員や地区社協等の地域や福祉団体等との連携も必要です。
-------	---

現状や課題に対する意見	・災害時にまわりの人に助けてもらえるか心配だ。 ・災害時に地域で助け合うには、平常時から地域住民同士の繋がりが大事だ。 ・災害発生時災害救援ボランティアセンターがどこに設置され、どこに連絡したらよいかわからない。
-------------	--



実現したい姿	日頃から地域住民同士の交流やたすけあい活動が活発に行われ、そのことが災害時の住民同士の助け合いにつながっている。
--------	---



支援事業

個別事業	① 災害救援活動事業	地域支援グループ			
事業概要	平常時及び災害発生時の対応・協力体制の整備のため、海老名市及び災害ボランティアネットワーク・ボランティア連絡協議会等の関係機関と連携・情報共有を図ります。				
取り組みの方向性	災害救援ボランティアセンターの円滑な開設運営に向け、社協職員間の連携体制の充実を図るとともに、海老名市及び災害ボランティアネットワーク・ボランティア連絡協議会やその他の関係機関との連携強化を図ります。また、災害救援ボランティアセンターの役割について、市民にも積極的に啓発していきます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

2 基本目標2

基本目標 2	困りごとを丸ごと受け止めつながり続ける相談支援のしくみづくり
基本施策	自立に向けてつながり続ける継続的支援体制の強化 及び関係機関との連携・協働



現状や課題

- ・経済的困窮などから自身や家族だけでは日常生活を送ることが困難になっている人がいます。
- ・制度の狭間でサービスを受けられない人がいます。
- ・単独の機関だけでは課題が解決できないケースが増えています。

現状や課題に対する意見

- ・身近に頼れる人がいない。
- ・今まで自分でできていたことができなくなった。
- ・困りごとがあるけれど、どこに相談をしてよいのかわからない。



実現したい姿

専門相談や制度サービス事業実施に伴う相談を実施しているが、あらゆる生活課題に対応するスタンスに立ち他の機関につなぐことも含め、相談を確実に支援に結びつける取り組みを強化し、社協全体の取り組みとして展開しています。



支援事業

個別事業	①	【補助事業】日常生活自立支援事業				総合支援グループ
事業概要	福祉サービスの利用手続きや支払いが困難な方に対し、福祉サービスの利用支援・日常的金銭管理サービス・書類等預りサービスを提供します。					
取り組みの方向性	認知高齢者、知的障がい者、精神障がい等判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう支援し、利用者の複合多問題等の困難ケースへの対応、さらに成年後見制度への円滑な移行に向けた支援に向け体制整備を行います。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	充実					

個別事業	② 【補助事業】法人後見事業				総合支援グループ
事業概要	判断能力の一部または全部を失われている方々の身上監護のため、他に適切な法定後見人がいない方について、「補助人」「保佐人」「後見人」を引き受けます。法人が後見等を受け事務を行うことにより、長期的に関わり、継続した支援が可能となります。				
取り組みの方向性	○社協の特性である地域福祉のネットワークを活用し、本人らしい暮らしを実現できるよう支援します。また、多様化・複雑化する課題に対して、関係機関と連携しながら課題解決に取り組みます。 ○認知症や障がいによって自ら意思を決定することが困難である者に対し、自己の意思を反映した日常生活を送ることが可能となるよう関係者が多様な支援が出来る仕組みづくりをします。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

個別事業	③ 【受託事業】えびな成年後見・総合相談センター事業 ※重点事業				総合支援グループ
事業概要	成年後見制度、権利擁護などの相談や、制度や分野に捉われない生活上の諸問題、相談先がわからない相談の入口として総合相談の機能は社協全体として推進します。				
取り組みの方向性	○成年後見制度に対するニーズや諸問題への対応、親族や専門職以外の市民後見人の活用を推進するため成年後見にかかる体制整備に取り組みます。 ○成年後見制度の利用促進に向け、行政・保健・医療・福祉・司法の連携のしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築し、中核機関として体制を拡充し取り組みます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実	拡充			

個別事業	④ 【（県社協）受託事業】生活福祉資金貸付事務				総合支援グループ
事業概要	低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯等に対し、経済的自立、生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図るため、県社協の貸付制度により資金の貸付及び相談支援を行います。				
取り組みの方向性	県社協の貸付制度による資金の貸付や相談支援を行うことにより、生活困窮世帯の経済的な自立を促します。 相談内容から、経済面以外の問題をくみ取り、当協議会で実施している事業や地区社協等で実施されている取り組み、支援機関や生活困窮者自立支援事業等につなげていきます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	→				→
	継続				

個別事業	⑤ 小口生活資金貸付事業				総合支援グループ
事業概要	他制度では貸付を受けられない一時的な生活困窮世帯に対して生活維持のため緊急に必要とする資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。				
取り組みの方向性	○県社協の貸付制度では対応できない低所得者世帯等で一時的に生活困窮している世帯に対し、緊急に必要とする一時的な生活資金の貸付及び相談支援を行うことにより、経済的自立を促します。 ○相談内容から、経済面以外の問題をくみ取り、当協議会で実施している事業や生活困窮者自立支援事業と連携しながら相談から個別支援に結びつく地域の仕組みづくりを志向していきます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	→	→			→
	継続	充実			

個別事業	⑥ 【受託事業】基幹型地域包括支援センター事業	総合支援グループ			
事業概要	市民・関係機関への医療・介護等の情報発信、地域包括ケアシステムの強化を目的に基幹型地域包括支援センターを運営します。				
取り組みの方向性	○市民、関係機関が海老名市の医療・介護・社会資源の情報を一元検索し活用できるよう、海老名市医療・介護・地域資源総合検索システム（えびケアナビ）の継続的な更新を進めます。 ○相談者を中心とした伴走型支援に向け、市内6地域包括支援センターや多機関と連携を図ります。また、虐待及び対応困難事例への後方支援を行います。 ○介護予防のための地域ケア個別会議や、地域の課題解決に向けて地域ケア推進会議を開催し、市民が自立にむけてつながり続ける継続的支援を目指します。 ○認知症になっても住み慣れた地域で過ごせるまちづくりを目指します。認知症施策の普及啓発（認知症サポーター養成講座等）や、認知症サポーターの交流会を開催し、地域の活動の場へ参画し新たな場を創出する等市民の方とともに支援していく体制を構築していきます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

個別事業	⑦	【新規事業】障がい者及び高齢者の民間賃貸住宅居住支援事業				総合支援グループ
事業概要	安定した収入や預貯金があり、家賃等を支払うことができるが、高齢等により民間賃貸住宅への入居に困窮している方への入居相談及び入居後の見守り支援を行います。					
取り組みの方向性	事業のPR活動及び地域・関係機関への周知活動に取り組み、行政・障がい者サポートセンター・宅建業者協力会と連携し事業の体制整備に取り組みます。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	継続					

3 基本目標3

基本目標 3	社協活動の充実と信頼・安定の組織基盤づくり
基本施策 (1)	社会福祉法人・企業等との連携強化



現状や課題

ヤングケアラーや8050問題等、福祉課題の複雑化や福祉ニーズの多様化が進んでいます。これらの課題に対して、市内社会福祉法人等が連携し、住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らせる地域の仕組みづくりが必要です。

現状や課題に対する意見

- ・ 社協がどんな活動をしているかわからない。
- ・ 法人同士が定期的に情報交換等を行い、横の繋がりを持つ必要がある。
- ・ 地域の福祉のために貢献したいが、どうすればよいかわからない。



実現したい姿

他の社会福祉法人や企業、福祉事業者等と社協が様々なかたちで繋がりを持ち、地域福祉の向上にむけて連携した取り組みを進めます。



支援事業

個別事業	①	【補助事業】法人運営事務〈社会福祉法人等連携〉				総務企画グループ
事業概要	定款に定められた目的（海老名市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る）を達成するため、効果的な法人運営の推進を図ります。					
取り組みの方向性	市内の社会福祉法人の旗振り役を担い法人同士の情報共有を図ります。また、地域貢献に向け連携した取り組みの可能性を検討し展開します。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	検討	→		充実	→	

個別事業	② 会員増強事業〈賛助会員〉				総務企画グループ
事業概要	地域福祉に参画していただくことを目的として、企業及び各種団体等の協力を得て、賛助会員の加入促進を図ります。				
取り組みの方向性	より多くの方に会員となっていただくため、地域に出向くなど市民や企業に対し会費の使途等について説明を行い、社協活動の賛同者の増強に努めます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

個別事業	③ 共同募金運動事務・年末たすけあい援護事業				総務企画グループ
事業概要	地域福祉の推進を図るため、共同募金会海老名市支会と連携しながら、共同募金運動（赤い羽根募金及び年末たすけあい募金）の啓発活動を実施します。				
取り組みの方向性	企業、事業所、団体等に共同募金の趣旨や使途を理解していただけるよう、地域や企業・団体等に出向いて説明を行い、共同募金運動を通じての更なる連携強化を図ります。 多くの市民の方々にご理解・ご協力頂けるよう、SNSの活用や新たな募金方法など、時代に合わせた活動に努めます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

個別事業	④ 【補助事業】福祉人材育成事業				総合支援グループ
事業概要	市内における高齢福祉・障がい福祉の担い手として専門職を育成するためガイドヘルパー養成研修、同行援護従業者養成研修を各年で実施します。また市内の介護事業所等において介護業務に従事する職員の充実を図るため、就労支援金を交付します。				
取り組みの方向性	外部に講師を依頼することで社会福祉法人や企業等と協同して福祉人材を育成します。研修日程等、受講しやすい方向で進めるとともに、法人間の連携強化を図ります。就労支援金に関しては、市内介護施設に長期的に従事してもらうため就労状況を確認し、迅速な交付に努めます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	継続				

基本目標	3	社協活動の充実と信頼・安定の組織基盤づくり
基本施策	(2)	災害時に備えた取り組みの推進と組織体制整備



現状や課題
発災時の地域に対する社協の役割を明確化し、広く住民に周知するとともに、迅速に対応するための職員間の連携体制づくりが必要です。

現状や課題に対する意見
・ 災害時に社協が行う役割の周知が不足している。 ・ 発災時、各職員が行う役割を常に共有、ブラッシュアップする必要がある。 ・ 災害ボランティアセンターをどのように運営するのかわからない。



実現したい姿
発災時、協定に基づき海老名市・災害ボランティア・他団体と連携し災害救援ボランティアセンターを円滑に運営します。また、地域住民から信頼を得る活動を行い、日常生活を取り戻すために社協と住民同士が協力し合える体制を目指します。



支援事業

個別事業	① 災害救援活動事業					総務企画グループ
事業概要	平常時及び災害発生の対応・協力体制の整備のため、海老名市及び災害ボランティアネットワークとの連携を深め情報共有を図ります。					
取り組みの方向性	災害救援ボランティアセンターの円滑な開設運営に向け、関係機関との連携強化を図ります。また、発災時、社協職員としての十分な役割を果たせるよう、職員間の連携体制の充実を図ります。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	充実					

基本目標 3	社協活動の充実と信頼・安定の組織基盤づくり
基本施策 (3)	組織の基盤強化と体制の充実



現状や課題
悩みを抱えている方の総合相談窓口としての機能強化が必要です。複雑な個別課題を福祉のまちづくりにつなげていくため、組織基盤の強化と体制の充実、各職員のスキルアップ等が必要です。また、安定した社協活動を継続していくため、更なる財源の確保が必要です。

現状や課題に対する意見
・ 普段のくらしの中で困りごとがあるが、相談場所がわからない。 ・ 福祉に関わる情報がまとめられていると良い。 ・ 地域の福祉のために寄付をしたいが、どうすればよいかわからない。 ・ 様々な方法で多世代に社協や社協の事業を知ってもらう必要がある。



実現したい姿
社協活動が地域から十分に理解される、賛同・応援が得られるような信頼ある組織へと更なる成長を目指します。住民や関係機関・団体と一体となって、地域福祉向上のため取り組みを進めます。



支援事業

個別事業	①	【補助事業】法人運営事務〈組織強化〉※重点事業				総務企画グループ
事業概要	定款に定められた目的（海老名市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る）を達成するため、効果的な法人運営の推進を図ります。					
取り組みの方向性	地域福祉推進の旗振り役としての機能を果たすため、職員のスキルを高め、第6次活動計画に基づき活動します。困りごとを丸ごと受け止める総合相談支援体制充実のため、法人基盤の強化や財源確保、グループ間連携を強めることで、適切な人員配置等の体制づくりに努めます。					
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	充実					

個別事業	② 広報啓発事業				総務企画グループ
事業概要	市民の福祉への理解と関心を促進するため、「社協えびなぬくもり通信」やホームページやフェイスブックにより、最新の福祉情報や社協事業、地域福祉活動の紹介を行います。 その他、福祉を身近に感じていただくきっかけとなるよう、市民まつり等の集いの場や、市民団体等が行うイベント等に参加します。				
取り組みの方向性	子どもから高齢者まで誰もが、必要な時に必要な福祉情報が得られるよう、広報紙やホームページ、SNS等様々な媒体を活用してわかりやすく情報発信します。また、社協を身近に感じ、活動への理解を一層深めていただけるよう、時代に合った新たな情報発信手段について検討していきます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					
	充実				

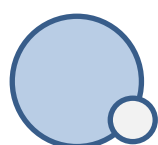
個別事業	③ 顕彰事業				総務企画グループ
事業概要	誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、海老名市の社会福祉向上に努められ、大きな功績を残された方々を顕彰し、海老名市の社会福祉発展の一助とします。				
取り組みの方向性	顕彰規程の対象者を取りこぼすことがないよう、福祉団体や社会福祉事業団体等へ周知を行うとともに、新たに設立された団体についても把握に努めます。 また、広報紙やホームページ、SNS等様々な媒体を活用して、社会福祉の向上に努められた方々について情報を発信していきます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					
	充実				

個別事業	④ 会員増強事業				総務企画グループ
事業概要	地域福祉に参画していただくことを目的として、自治会、企業及び各種団体等の協力を得て、一般会員や賛助会員の加入促進を図ります。				
取り組みの方向性	減収が課題となっているため、市民や企業へ会費の使いみち等について説明を行い、人的・財源的に支えて下さる方（＝会員）の増強に努めます。会員を増やす為、加入者のメリット等について整理・検討を行います。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

個別事業	⑤ ふれあい基金運営事業				総務企画グループ
事業概要	寄附金を受け入れ、地域福祉活動の充実に向けて、ふれあい基金として積み立てを行い将来の活動に備えます。				
取り組みの方向性	広報紙、ホームページ、フェイスブック等を活用し、社協活動をわかりやすく発信するとともに、寄附金について周知・依頼を行います。また、地域貢献型自動販売機の設置促進等、財源確保に向けた取り組みを推進します。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				

個別事業	⑥ 共同募金運動事務・年末たすけあい援護事業				総務企画グループ
事業概要	地域福祉の推進を図るため、共同募金会海老名市支会と連携しながら、共同募金運動（赤い羽根募金及び年末たすけあい募金）の啓発活動を実施します。				
取り組みの方向性	自治会や企業・事業所・団体に共同募金の趣旨や用途を理解していただけるよう、積極的に説明を行いながら理解と連携を深め、地域福祉推進や被災地支援、社協活動の貴重な財源となる共同募金の拡大に努めます。				
計画の進行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実				





第3章 資料編

1 海老名市の現状

海老名市は、古くからの歴史や文化、河川や丘陵・農地など豊かな自然の広がりの中で、圏央道や鉄道が3線乗り入れているなど、交通の拠点としての利便性にも恵まれています。海老名駅周辺の大規模開発が急速に進み、人が集うにぎやかで活気ある街へとさらに発展していくことが見込まれます。

〈海老名市の各データ〉

①人口等

(海老名市 世帯数と人口統計より)

年 次	世帯数	人 口 (人)			1世帯 当たりの 人員(人)	人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女		
令和 3年1月1日	58,503	136,699	68,655	68,044	2.34	5,141
令和 4年1月1日	59,509	137,523	69,092	68,431	2.31	5,172
令和 5年1月1日	61,027	139,538	70,047	69,491	2.29	5,248
令和 6年1月1日	62,047	140,172	70,361	69,811	2.26	5,272
令和 7年1月1日	63,186	141,335	70,894	70,441	2.24	5,315

海老名市の人口や世帯数は、分譲マンション建築等の社会的要因等により年々増加傾向にあります。一方で1世帯あたりの人口は減少傾向にあり、核家族化の進行と高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

②人口推計

(国立社会保障・人口問題研究所 R5 年推計データより)

年 次	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		総数
	人数 (人)	率 (%)	人数 (人)	率 (%)	人数 (人)	率 (%)	人数 (人)
令和 7年(2025)	17,401	12.2	88,530	62.3	36,183	25.5	142,114
令和 12年(2030)	16,633	11.8	87,044	61.6	37,739	26.7	141,416
令和 17年(2035)	15,913	11.4	83,905	59.9	40,221	28.7	140,039
令和 27年(2045)	15,658	11.3	78,804	57.1	43,570	31.6	138,032

※網掛けは推定値

海老名市の人口は、令和 7（2025）年の 142,114 人まで増加し続け、その後は緩やかに減少する見込みです。年少人口、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加傾向が続くことが推定されています。

③高齢者の状況

（令和 6 年度版保健福祉部の概要より）

年 次	高齢化率		寝たきり高齢者率		ひとり暮らし高齢者率	
	人数(人)	率(%)	人数(人)	率(%)	人数(人)	率(%)
令和元年度	33,308	24.64	868	2.61	2,658	7.98
令和 2 年度	33,810	24.74	852	2.52	2,669	7.89
令和 3 年度	34,064	24.79	949	2.78	2,761	8.10
令和 4 年度	34,315	24.66	864	2.51	2,936	8.56
令和 5 年度	34,505	24.62	1393	4.04	2,955	8.56

海老名市の高齢化率は、全国データ 29.3%（R6.9 時点）と比較すると低率ですが、全国的な傾向と同様に年々進行し、高齢者の更なる増加が見込まれています。

④要支援・要介護認定者数

（介護保険事業計画[第 8 期]より）

	令和 4 年度			令和 5 年度		
	推計値(人)	実績値(人)	増減率(%)	推計値(人)	実績値(人)	増減率(%)
要支援 1	741	749	101.1	774	796	102.8
要支援 2	1,027	962	93.7	1,067	970	90.9
要介護 1	1,352	1,452	107.4	1,410	1,590	112.8
要介護 2	802	889	110.8	828	976	117.9
要介護 3	679	763	112.4	706	772	109.3
要介護 4	607	648	106.8	630	683	108.4
要介護 5	335	387	115.5	344	398	115.7
合計	5,543	5,850	105.5	5,759	6,185	107.4

海老名市の要支援・要認定者数は、合計では増加傾向にある。

⑤認知症高齢者数

(えびな高齢者プラン 21[第9期]より)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和22年度
認知症高齢者数(人)	3,378	3,445	3,583	4,461

※網掛けは推定値

海老名市の認知症高齢者数は、令和22年度まで増加が続くことが見込まれています。

⑥障がい者の状況（障がい手帳所持者数）

(海老名市障がい者福祉計画より)

年 次	身体障がい者 (人)	知的障がい者数 (人)	精神障がい者数 (人)	計
令和2年度	3,302	941	1,255	5,498
令和3年度	3,320	973	1,287	5,580
令和4年度	3,330	1,029	1,412	5,771
令和5年度	3,360	1,076	1,527	5,963
令和6年度	3,407	1,129	1,647	6,183

障がい者手帳の所持者は、身体障がい、知的障がい、精神障がいともに増加傾向にあります。

⑦生活保護受給者の状況

(海老名市保健福祉部の概要より)

年 次	被保護世帯数(人)	被保護人員(人)	保護率(%)
令和元年度	982	1,285	9.61
令和2年度	975	1,257	9.26
令和3年度	960	1,224	8.95
令和4年度	945	1,202	8.63
令和5年度	949	1,184	8.45

近年の保護率は減少傾向にあります。

令和5年度の世帯類型では、高齢者世帯が53.9%、傷病・障がい者世帯31.4%、母子世帯3.5%、その他世帯10.9%であり、全体の84%が単身世帯です。

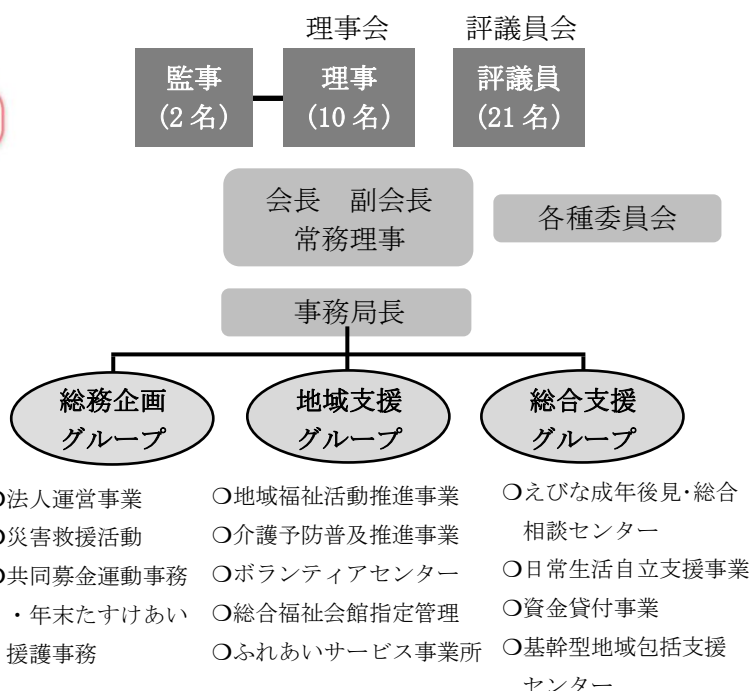


2 海老名市社会福祉協議会の体制

社会福祉協議会（略して社協といいます。）とは、社会福祉法（第109条）にもとづき、各区市町村に設置されている社会福祉法人の民間団体です。民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面をもっています。住民の皆様のほか、ボランティア、福祉施設・団体・グループなどの市民活動の支援を行っており、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とする組織です

海老名市社協の目指すもの

海老名市社協では、住民の福祉活動支援・ボランティア活動支援、福祉課題を抱えた人の相談、在宅福祉サービス等を行うことで、『住民誰ものしあわせ＝地域福祉の実現』を目指します。



様々な地域福祉活動・事業を企画・実施しています

海老名市社協は、多くの皆さまに支えられています

3

第6次地域福祉活動計画推進委員会審議経過

開催日	会議名	議題・内容等
令和6年 12月11日（水）	令和6年度 第1回	委員委嘱 ①第6次地域福祉活動計画骨子（案） について
令和7年 1月27日（月）	令和6年度 第2回	①第6次地域福祉活動計画（案） について ②パブリックコメント実施について
令和7年 2月28日（金）	令和6年度 第3回	①パブリックコメントの結果について ②第6次地域福祉活動計画（案） について

4 意見提出手続(パブリックコメント)の実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

〈受付方法〉任意の書式による社会福祉協議会窓口への持込み、郵送、または
問い合わせフォームからの提出

〈周知方法〉社会福祉協議会ホームページ

〈案閲覧方法〉社会福祉協議会窓口（市役所西棟）及びホームページ

（期間）令和7年2月3日(月)から令和7年2月14日(金)まで

（内容）第6次地域福祉活動計画(案)

（結果）意見提出者：1名、意見数：1件

5 用語の解説

※五十音順に掲載しています。

□介護ボランティアポイント制度

高齢者の方が介護施設等で社会貢献活動を行うと、活動内容に応じた「ポイント」を付与する制度（「えびな元気お裾分けクラブ」）。高齢者の社会貢献活動による健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献による生きがいづくりを目的としており、ボランティア活動で付与されたポイントは、海老名市、白石市、登別市の特産品などの記念品と交換することができる。

□ガイドヘルプ

視覚障がいのある方等、一人で外出するのが困難な方について必要なサポートや介助を行う活動のこと。

□権利擁護

認知症などによって、物事を判断できなくなった高齢者の権利を守り、その方が安心して自分らしく生活が送れるよう支援すること。

□めぐみ町フェスティバル

海老名市文化会館、海老名市立中央図書館、海老名市立総合福祉会館、小田急電鉄の4社がそれぞれの得意分野を活かして海老名のまちを盛り上げるイベント。音楽やマルシェ、ボランティア体験、ワークショップなどを楽しむことができる。

□生活支援コーディネーター（SC）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。現在海老名市では、市内全域を担当する1層生活支援コーディネーター（1名）、地域包括支援センター圏域を担当する2層生活支援コーディネーター（6名）が配置されている。

□成年後見制度

認知症や障がい等のために判断能力が不十分な人が地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理等の法律行為について、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重しながら同意や代理などを行う。

□地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

□地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

□地区社会福祉協議会(地区社協)

住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助けあいを育てていくための組織で、地域住民や自治会、民生委員児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織のこと。私たちの生活上の多様な問題や課題について話し合い、解決に向けた活動や福祉の意識啓発のため、地域に根ざした福祉活動を行っている。現在市内17か所で設立されている。

□8050問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。背景にあるのは子どもの「ひきこもり」である場合が多い。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが顕在化してきている。

6

第5次地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

役 職	氏 名	選 出 母 体
委員長	森 眞一	海老名市ボランティア連絡協議会
副委員長	高木 保己	地区社会福祉協議会（東柏ヶ谷3丁目地区社会福祉協議会「ささえ愛」）
委 員	豊永 達司	海老名市自治会連絡協議会
	中谷 尚利	海老名市自治会連絡協議会
	田中 純子	海老名市民生委員児童委員協議会
	安ヶ平 宏晶	社会福祉法人ケアネット
	二本木 宣彦	行政機関（海老名市福祉政策課）

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 地域福祉活動を総合的かつ体系的に定め、協議会における地域福祉に関する事業を推進する協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定及び進行管理を行うため、委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動に関する中期的な活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に関し必要な事項。
- (3) 活動計画策定後の進行管理に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号のうちから選出し、会長が委嘱する。

- (1) 地区社会福祉協議会関係者
- (2) 自治会関係者
- (3) 民生委員児童委員関係者
- (4) 当事者団体関係者
- (5) ボランティア関係者
- (6) 社会福祉施設関係者

- (7) 企業・商工関係者
 - (8) 行政等関係者
 - (9) 学識経験者
 - (10) その他会長が必要と認めた者
- (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 前項の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会に第3条に規定する事項に関して調査研究及び調整を行わせるため、協議会各グループの職員をもって構成する作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の構成員（以下「部員」という。）の任期は、活動計画の策定が完了するまでの期間とする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は総務企画グループリーダーをもって充て、

副部会長は、部員の互選により選出する。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が召集し、会議の議長となる。

7 部会長は、必要に応じ部員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

8 部会の運営については、部会長が決定する。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、総務企画グループにおいて処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年8月9日から施行する。

2 地域福祉活動計画進行管理委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第6次 海老名市 地域福祉活動計画

令和7年3月

発 行	社会福祉法人海老名市社会福祉協議会
編 集	地域福祉活動計画推進委員会
	〒243-0492
	海老名市勝瀬175-1（海老名市役所内）
電 話	046-235-0220
E-Mail	ebina-shakyo@ebina-shakyo.or.jp
U R L	https://www.ebina-shakyo.or.jp/
